

大宮つぼみ保育園 園案内 (*重要事項説明書)

1. 施設運営者

名 称	社会福祉法人つぼみ会
所 在 地	さいたま市北区土呂町2-9-19
電 話 番 号	048-668-5203
代 表 者 氏 名	理事長 榎本 一雄

施設の目的及び運営の方針

施 設 の 目 的	地域と繋がりを持って、地域に適応した社会福祉事業を展開し、就学前の子供が心身共に健やかに育成されるよう支援するために、この保育園を開設し、運営します。
運 営 方 針	<p style="text-align: center;">自尊心・自己肯定感を育てる保育</p> <p>子ども達が安心して生活する中、ありのままの自分の姿を出し、受け止めてもらえる安心感、温かい雰囲気のある保育園、そこから始まる保育を大切にします。ひとりひとり大切に受け止め、友だちと育ち合うこと、いろいろな経験を通して、子どもも大人も成長しあえること、そんな生活の中で、考え・判断し・切り開いていく力などの主体性を身につけていきます。</p>

2. 提供する保育の内容

名 称	大宮つぼみ保育園
所 在 地	さいたま市北区土呂町2-9-19
電 話 番 号	048-668-5203
認 可 年 月 日	平成13年4月1日
施 設 長 氏 名	中嶋 陽子
職 員 数	28人 (令和6年4月現在)
取り扱う保育事業の種類	通常保育、延長保育料保育、地域子育て支援事業
保 育 の 特 色	<p>わらべうた (全クラス)</p> <p>体操教室、ハッピータイム (幼児クラス)</p> <p>造形、かきかた (年長)</p> <p>食育、保健指導</p>

3. 職員の職種、員数及び職務の内容

令和7年4月1日現在

職 種	員 数	職 務 の 内 容
園長	1人	保育園の運営全般の責任者
主任保育士	1人	園長を補佐して、保育園の円滑な運営に努める
副主任保育士	2人	主任を補佐して、保育園の円滑な運営に努める
リーダー	2人	主任・副主任と共に、保育士の資質向上める
安全対策リーダー	2人	安全計画にもとづき、避難訓練・防犯訓練等を計画し進める
保育士	15人	保育に従事し、計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う
栄養士	2人	献立の作成と給食のおやつ調理を行う
看護師	1人	園児、職員の健康チェック、衛生管理等を行う
事務員	1人	事務処理について園長を補佐する
保育アドバイザー	1人	職員の相談やサポートを行う

4. 保育の提供を行う日及び時間・提供を行わない日

開 所 日		月曜日から土曜日まで
標準時間	保育時間	7時00分から18時00分まで（月～金） 7時00分から15時00分まで（土）
	延長保育時間	18時00分から19時00分（月～金）
短 時 間	保育時間	8時30分から16時30分まで（月～金） 8時30分から15時00分まで（土）
	延長保育時間	7時00分から8時30分（月～土） 16時30分から19時00分（月～金）
休 所 日	標準時間	日曜日・祝祭日・12月29日から1月3日まで
	短 時 間	

5. 利用者負担その他の費用の種類、支払いを求める理由及び金額

① 実費徴収

種 類	金 額	
保 育 料	乳児	保育料はお住まいの各自自治体が決定します。
	幼児	令和元年10月より2号認定の3.4.5歳児の保育料が無償化となりました。

延長保育料	標準時間	18時00分～19時00分まで400円 定型（1ヵ月） 1時間 3,500円	
	短時間	7:00～8:30 16:30～18:00	16:30～19:00
		400円	800円

項目	対象年齢	内容
紙オムツ焼却代	乳児クラス	(0, 1歳児) 3,000円 / 年 (2歳児) 2,000円 / 年
給食費	幼児クラス	主食費 2,300円 / 月 副食費 4,500円 / 月 * 3歳以上クラスの保育料には主食費・副食費が含まれていないため。
紙オムツ	乳児クラス	1枚 30円
シーツ代	(乳児入園時)	1枚 1,600円
遠足代 (大型バス代)	(年長児)	6,000円
すこやかノート 再発行代	全園児	100円

品名	金額	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
通園バック	3700				○	○	○
道具箱	920				○	○	○
絵の具	930				○	○	○
はさみ	530			○	○	○	○
のり	170				○	○	○
油性ペン(黒)太	110				○	○	○
油性ペン(黒)細	90				○	○	○
クレパス(16色)	740			○	○	○	○
粘土・粘土ケース	940 (各470)			○	○	○	○
マジック(8色)	840		○	○			
なわとび	460					○	
連絡帳カバー	90	○	○	○			
おたより袋	270	○	○	○	○	○	○
カラー帽子	1070				○		

	春・夏の園服	秋・冬の園服	園短パン	ジャージ (上着)	ジャージ (ズボン)
100cm	2600	3200	2250	2400	2640
110cm	2600	3200	2250	2400	2640
120cm	2600	3200	2250	2400	2640
130cm	2600	3200	2700	2880	3170

☆2歳児以上の購入となります。(ジャージは幼児クラスのみ)

☆商品によって購入時期が異なります。

☆業者の値段改定により、値段が変わることがあります。

② 上乗せ徴収

保育充実を計るため、月謝を払い外部講師による指導をお願いしています。

教材費	対象	金額	内 容
	3, 4歳児	1600円	体操教室・ちえのみ ハッピータイム
5歳児	2550円	造形・かきかた(5歳児のみ)	

- ・体操教室 — 体力・しなやかな身体づくりを目的としております。
実施内容 マット・なわとび・鉄棒・ボール競技等となります。
- ・ちえのみ — 考えることや工夫する力を促す、また遊びながら考える力を培うことを目的としています。
- ・ハッピータイム — 社会性を養うことを目指し、元小学校の教師が選択心理学を用いて遊びながら心の発達を促がすことを目的として行っております。
- ・造 形 — 創造性を養うことを目的とし、粘土・描画・版画・せっこう・植木鉢づくりなど行っております。
- ・かきかた — 正しい姿勢の座り方、鉛筆の持ち方を知っていきます。楽しみながら字を書くことを学んでいきます。

6. 小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員

年 齢	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合 計
定 員	8人	8人	11人	11人	11人	11人	60人

7. 施設の利用の開始および終了に関する事項・利用に当たっての留意事項

事 項	内 容
欠席又は登園が9時を過ぎる場合	<p>保育園に9時までに連絡してください</p> <p>お休みの連絡がない場合、保育園より順次ご連絡させていただきます。</p> <p>その際、電話口にてでられなかった場合は、順を追ってご連絡させていただきます。(職場にもご連絡させていただくこともありますのでご了承ください。)</p>
お迎えの時間・人の変更の場合	<p>保護者以外のお迎えの場合、事前にご連絡をお願いします。</p> <p>ご連絡がない場合は、例えば祖父母の場合であっても、こちらから保護者様にご確認のご連絡をさせていただき、確認をとってからの引き渡しとなる場合があります。</p>
嘱託医	<p>◎小池内科クリニック さいたま市北区土呂町2-23-6 Tel: 048-662-8600</p> <p>◎むらかみ歯科クリニック さいたま市北区土呂町1-11-7 Tel: 048-663-8880</p>
利用開始時	<p>お子様が慣れるまで、短時間の慣らし保育をお願いします</p>
利用終了時	<p>退園する場合は、区役所と同時に保育園にもご連絡ください</p>
住所・氏名・勤務先を変更する場合	<p>ご家庭の事情等が変わり届出内容に変更が出た場合はその都度園にお知らせください。</p>
退園・転園する場合	<p>1ヶ月前までに市役所、保育園に連絡し、退園届または転園届の提出をお願いします。</p>

8. 緊急時等における対応方法

- (ア) 保育実施中に、容態に変化があった場合は、医療機関と連絡をとるなど必要な措置を講じます。
- また、乳幼児の身体の安全を最優先させ、当保育所が責任を持って、しかるべき対処を行い、随時、保護者に連絡させていただきます。あらかじめご了承ください。
- (イ) 緊急性をともなう容態の変化等があった場合は、119番救急車要請をし、必要な措置を講じます。

9. 非常災害対策

消防計画作成 (変更)届出書	平成13年5月24日 防火管理者 氏名 中嶋 陽子
避難訓練	火災及び地震を想定した避難訓練(月1回)を実施します。
防災設備	自動火災報知機・ガス漏れ報知器・非常警防装置・誘導灯・ その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理
避難場所	第一避難場所 … 市民の森 第二避難場所 … 植竹小学校

10. 虐待防止のための措置に関する事項

- (ア) 設置者及び職員は、該当児童の心身に有害な影響を与える行為は一切行いません。
- (イ) 児童虐待の防止等に関する法律第5条、第6条に基づき児童虐待の早期発見に努め、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した場合は、速やかに関係機関に通告します。
- (ウ) 職員に虐待の研修を5月、10月に年2回行います。

11. その他保育施設の運営に関する重要事項

事項	内容
年間行事計画	しおりをご覧ください P14をご覧ください 災害や感染症等の緊急事態は、日時の変更、または中止となることがあります。
主な1日のスケジュール	しおりをご覧ください 乳児 P11、幼児 P13
健康診断	年2回行っております。
損害賠償保険への加入	日本スポーツ振興センター・東京海上火災保険に加入しています (日本スポーツ振興センター) さいたま市では、保育園の管理下でおきたケガに係る給付事業を行っているスポーツ振興センターに加入しています。センターの手続きは、医療点数が500点以上の場合、対象になります。 園児がケガなどの災害にあった場合に、基準に応じ医療費、見舞金の給付が行われる制度です。園では、入園すると同時に全員加入し、掛金は保護者負担も含めて保育園で全額負担されています。

事項	内容
保育内容に関する相談・苦情窓口	<p>苦情解決責任者 園長 中嶋 陽子 苦情受付担当者 坂口 光江 第三者委員 代表 東谷 良子氏 (さいたま市浦和区岸町7-12-1 東和ビル4階 埼玉総合法律事務所) Tel: 048-862-0355) 中井川 栄子</p>
個人情報の取扱	園内に掲示してあります
駐車場	駐車場で起きたトラブルは保育園は責任を負いませんのでご了承ください。
災害時の休園について	<p>保育園は園児の命を預かる施設として、“大丈夫です”とは到底言えない時があります。その時は早めの予測及び限られた人数での対応を余儀なくされてしまう場合が多くあります。</p> <p>さいたま市災害時対応で臨時休業に至らない場合でも、公共機関や道路の状況により職員の大半が参集できず、必要な職員が確保できない場合など、休園になることもあります。</p> <p>さいたま市災害時対応で臨時休業に至らない場合でも、公共機関や道路の状況により職員の大半が参集できず、必要な職員が確保できない場合、休園になることもあります。</p>
投薬が必要な場合	<p>お薬は朝夕の2回で処方していただきますよう、お願いします。症状により昼に抗生剤の投薬が必要な場合などはお預かりさせていただきます。</p> <p>投薬依頼書に記入し、1回分の薬とともに名前を記入し、ホチキス止めをして保育士に手渡ししてください。</p>
流行性感染症と診断された場合	<p>集団生活における感染症拡大防止の観点から、保育所における感染症対策ガイドライン（厚生労働省）に基づいた登園基準を定めています。</p> <p>登園基準を満たした上で、医師の許可印もしくは医師の許可をもらい保護者印が必要となります。尚、特に伝播性の強いインフルエンザ・新型コロナ・ウイルス性胃腸炎とご家族が診断された場合はお休みとなります。</p>

事項	内容
ケガの対応	<p>保育中は日ごろから安全に十分配慮しておりますが、園生活において転倒や物にぶつかる、ひっかきや噛みつきなど避けられずに擦り傷や切り傷等を負うことがございます。</p> <p>ケガに関して園で処置できるものについては、園で処置させていただきます。</p> <p>（保育中にけがをし、病院受診が必要と判断した場合） 受診前に、保護者の方にご連絡させていただきます。そのため連絡先が変更になった場合は、預ける際に職員へお知らせください。万が一保護者と連絡がつかず、園での受診が必要と判断した際には病院受診後のご連絡となりますのでご了承ください。病院受診後は保険証が必要になりますので、お手数ですがご提出いただきますようよろしくお願い致します。</p>
入院、手術の場合	<p>保育園生活に復帰するにあたり、医師より集団生活での注意事項や特別な指示がないこと、また園生活において病状の悪化の恐れがないことが目安となります。</p>
予防接種	<p>集団生活の場合なので、感染症を最小限に防ぐため、医者の許可のうえ、必ず受けてください。尚、接種後は体調の変化もあるため、家庭保育となります。</p>
食中毒や不慮の事故、災害などが生じた場合	<p>現状回復ができるまでお弁当を持参することがあります。</p>
(給食について) 食物アレルギーについて	<p>保育園で自宅で食べたことのない食材は提供できません。（0歳児：必要に応じて）</p> <p>アレルギーが疑われる場合、さいたま市アレルギー対応マニュアルに準じて対応していきます。園での具体的な対応については、ほいくえんのほけんを参照ください。</p>
保育所児童保育要録の小学校への送付について	<p>年長児については、保育所保育指針（平成20年厚生労働省告示第141号）第4章1(3)エ(イ)に基づき、就学に際し、小学校での生活や学びへ円滑につなげていけるよう、保育所保育要録を小学校へ送付します。</p>

事項	内容
衣服やシーツが汚れてしまった場合	嘔吐や下痢便で汚れた衣服は感染予防の観点から、洗わずそのままお返しいたします。消毒してお洗濯をお願いします。また、排便・排尿・血液による汚染も感染予防のため、そのままの状態でお持ち帰りいただく場合がありますので、ご了承ください。
乳幼児突然死症候群について	乳幼児突然症候群（SIDS）とは、それまで元気だった乳幼児が事故や窒息でなく、眠っている間に突然死してしまう病気です。保育園では午睡時に顔がみえるように、仰向けに寝かせ、呼吸や状況チェックを定期的に行っています。ご家庭でも、仰向けに寝る習慣をつけていただくようご協力お願い致します。